

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の経営理念である「独自の創薬開発プラットフォームシステム「PDPS」(Peptide Discovery Platform System)を活用し、特殊ペプチドによる創薬を完成させることにより、世界中にいる疾病で苦しむ方々に貢献すること」を目的として、上場企業としての社会的責任を全うし、経営の健全性及び効率性を向上させ、永続的に企業価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2-4】

当社は、英語版の招集通知をHP上に掲載しております。議決権の電子行使については、国内外の機関投資家の比率や導入に係るコスト、導入によるメリット等を勘案して、現時点での対応は不要と考えております。

##### 【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

今後につきまして、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討・整備に努めていきます。

##### 【原則1-3】

当社は、企業価値を中長期的に高めるために、事業機会を逃さず機動的な投資ができる水準の株主資本を保持することを基本としています。株主還元については、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

##### 【補充原則2-2-1】

当社の役員・従業員は、会社の経営理念・企業行動憲章を遵守しております。取締役会は、経営理念・企業行動憲章が実践されているかどうかについてそのレビューを行うよう努めてまいります。

##### 【原則4-11】

当社の取締役会は、当社の創薬研究開発事業に精通した業務執行取締役と同じく当社事業に精通した社外取締役で構成されています。

当社の監査等委員のうち1名は、公認会計士であり、財務・会計に関する豊富な知識を有しています。

なお、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、補充原則4-11-3のとおり引き続き検討課題といたします。

##### 【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性に関する分析・評価及び結果の概要の公表については、引き続き検討課題といたします。

##### 【補充原則4-12-1】

(i) 取締役会の資料は原則3営業日前に発送するよう努めておりますが、議案が直前にまとまることも多く、引き続き検討課題といたします。

(ii) 必要に応じて事務局から各取締役・監査等委員に対して情報を提供しております。

(iii)(iv) 取締役会は、原則月1回の頻度で開催し、事業年度の開始数か月前に年間開催スケジュールを役員に通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。

(v) 審議案件の内容・数を勘案しながら十分な審議時間を確保しております。

##### 【原則4-14】

当社では、各取締役・各監査等委員の選任に際し、その人格、能力、知識及び経験等を勘案して、当社役員にふさわしいかを判断しているため、役員として期待される役割・責務に係る理解は有しているものと判断しております。しかしながら、各役員はそれぞれバックグラウンドが異なるため、一定のトレーニングは必要であり、就任時や取締役会等を通じて、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を積むことができるよう努めていきます。こうしたトレーニングに係る費用は会社が負担します。取締役会による確認は引き続き検討課題といたします。

##### 【補充原則4-14-2】

当社では、各取締役・各監査等委員の選任に際し、その人格、能力、知識及び経験等を勘案して、当社役員にふさわしいかを判断しているため、役員として必要な素養・知見は有しているものと判断しております。そのため役員に対するトレーニング方針を制度として備えてはおりませんが、引き続き検討課題といたします。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

##### 【原則1-4】

当社では、いわゆる政策保有株式を保有しておりません。

##### 【原則1-7】

当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役会での承認・報告を要することとしております。

役員に対し定期的に関連当事者間の取引の有無を確認しており、有価証券報告書で開示しております。

【原則3-1】

- (i) 当社の経営理念は、当社ホームページに開示しています。経営戦略・計画については、決算説明資料や会社説明資料、当社ホームページ等に開示しています。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しています。
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に関しては、本報告書【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針」をご参照ください。
- (iv) 経営陣幹部の選任と取締役及び監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営理念、経営戦略をもとに、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して取締役会で決定します。
- (v) すべての取締役・監査等委員である取締役候補者の選任理由を株主総会参考書類において開示しています。

【補充原則4-1-1】

取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細な付議基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁に委任しております。また、業務執行責任者および部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則4-8】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役7名以内、監査等委員である取締役は4名の員数の範囲内で、当社事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。

また、独立社外取締役については、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2】

社外取締役をはじめ、取締役および監査等委員である取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査等委員の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。

【原則5-1】

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等との建設的な対話を重視しており、代表取締役会長及びIR広報部長を中心に様々な機会を通じて株主や投資家との対話を持つように努めております。

現在のところ、会長が出席する決算説明会を年に2回開催しているほか、随時国内外の機関投資家とのミーティングを実施しており、電話取材、年に複数回の個人投資家説明会、海外IR等も実施しています。

それらの結果は、適宜、取締役会に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

## 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                                                                    | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|---------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 窪田 規一                                                                     | 12,186,400 | 10.14 |
| 菅 裕明                                                                      | 10,725,904 | 8.92  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                                 | 8,215,100  | 6.83  |
| リード・パトリック                                                                 | 5,200,000  | 4.32  |
| ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)アカウントノントリーティー(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ事業部)            | 5,187,300  | 4.31  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                   | 4,596,500  | 3.82  |
| 村上 裕                                                                      | 3,540,000  | 2.94  |
| ステートストリート ロンドン ケア オブ ステートストリート バンク アンドトラスト、ボストン(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ事業部) | 2,789,450  | 2.32  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)                                                 | 2,574,600  | 2.14  |
| 内田 栄太郎                                                                    | 2,550,000  | 2.12  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

上記「(1)外国人株式保有比率」「(2)大株主の状況」は平成29年12月31日現在の状況であります。

持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式の数には、株式給付信託の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式150,200株は含まれておりません。

### 3. 企業属性

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部  |
| 決算期                 | 6 月     |
| 業種                  | 医薬品     |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満  |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満   |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 11 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 7 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名     | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 菅 裕明   | 学者       |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 笹岡 三千雄 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 長江 敏男  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 花房 幸範  | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

|           |
|-----------|
| 会社との関係(2) |
|-----------|

| 氏名   | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                         |
|------|-----------|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 菅 裕明 |           |          | ——           | 菅裕明氏は、東京大学大学院理学系研究科教授として特殊ペプチド創薬及び人工リボザイム等を研究しており、当該研究分野において卓越した知見を有しております。また、これまで当社の取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。 |

|        |   |   |    |                                                                                                                                 |
|--------|---|---|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 笹岡 三千雄 | ○ | ○ | —— | 笹岡三千雄氏は、企業経営者としての経験やグローバルで幅広い見識を有しており、企業経営に係る幅広い知見を備えていることから社外取締役を選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。 |
| 長江 敏男  | ○ | ○ | —— | 長江敏男氏は、企業経営者としての経験やグローバルで幅広い見識を有しており、企業経営に係る幅広い知見を備えていることから社外取締役に選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。  |
| 花房 幸範  | ○ | ○ | —— | 花房幸則氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に精通していることから、社外取締役に選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。                      |

### 【監査等委員会】

#### 委員構成及び議長の属性

|        | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3      | 1       | 0        | 3        | 社外取締役   |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |
|----------------------------|----|

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて内部監査担当が監査等委員会の職務を補助いたします。独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び評価等については、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査結果報告を受けるほか、適宜情報交換及び意見交換を行うなど、相互の連携を図っております。また、監査等委員会は内部監査担当に対して、監査等委員会への出席を求め、随時情報交換を行うほか、必要に応じて内部監査担当に対し随時報告を求めるなど緊密な連携を図っております。

### 【任意の委員会】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

### 【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|-----------------------------|

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

#### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

#### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として取締役(監査等委員である取締役を除く。)、従業員にストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査等委員である取締役並びに監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

なお、当社の取締役及び監査等委員である取締役並びに監査役に対する役員報酬等(平成29年6月期)は以下のとおりです。

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 取締役に対する報酬等              | 315,210千円 |
| 監査等委員である取締役及び監査役に対する報酬等 | 14,700千円  |

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、監査等委員を除く取締役については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会の決議により決定しております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役については、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

当社では、経営管理部又は内部監査担当が社外取締役のサポートにあたっており、取締役会に係る通知及び資料の配布等必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、平成27年9月18日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会は3名(いずれも社外取締役)の監査等委員である取締役により構成されています。監査等委員である取締役は、定期的に監査等委員会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査・監視体制をとっております。

取締役会は、代表取締役2名、取締役2名(監査等委員である取締役を除く。うち1名は社外取締役。)、監査等委員である取締役3名の計7名で構成されています。取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

監査等委員会につきましては、3名の監査等委員である取締役によって構成されており、それぞれの役割に応じて、取締役会への出席、経営トップとの積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っています。

内部監査につきましては、専任の内部監査担当1名が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

なお、監査等委員会、内部監査担当、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人の機関を設置しております。取締役会における議決権を有する3名の監査等委員が経営の意思決定に関わることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断し、現在の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                            |
|-----------------|---------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会日の3週間前に送付しております。            |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 事業年度末が6月のため、集中日の問題は生じません。       |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集ご通知及び株主総会参考書類について英文で提供しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                         | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社ホームページに掲載しております。                                                           |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 年に数回、個人投資家向け会社説明会を実施しております。                                                  | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催しているほか、国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。            | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 国内でのカンファレンスへの出席、海外からの個別のミーティング依頼への対応、米国・英国・香港における海外機関投資家とのミーティング等を随時行っております。 | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算情報、決算情報以外の適時開示情報、会社説明会資料などを掲載しております。                                       |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IR広報部に担当者を設置しております。                                                          |               |
| その他                     | IR広報部長によるブログを開設しております。                                                       |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                               |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 決算説明会の実施や当社ホームページへの資料の掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容について理解を深めていただけるよう、取り組みを推進していく所存であります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 取締役会は、企業行動憲章を制定し、全社にこれを周知徹底する。

イ 取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンスを推進するための体制を整備する。

ウ 監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。 )は、監査等委員会監査等基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

エ 内部監査人は、使用人が法令及び定款並びに会社諸規程に準拠した業務執行を行なっているかを定期的に監査し、監査結果について使用人に対し講評するとともに、代表取締役社長に対し監査報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、取締役会はリスク管理に係る規程を制定し、想定されるリスクの洗い出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。

イ 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。

ウ 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

エ 定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )からの独立性に関する事項

ア 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の独立性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。 )、部長等の指揮命令を受けない。

イ 当該使用人の人事異動及び評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告する。

イ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

ウ 当社は、内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該報告者である取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準等に基づき、取締役会に出席するとともに、議事録、稟議書等业务に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

イ 代表取締役は、監査等委員会との間で適宜会合を持つ。

ウ 監査等委員会は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。

エ 監査等委員会は、内部監査人と緊密な連携を保ち、適宜情報交換を行う。

オ 当社は、監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価をし、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えのもと、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。

イ 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「企業行動憲章」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」において反社会的勢力排除の方針を定めております。

この行動基準に則り、当社においては「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進しております。

これらに基づく施策として、事前審査の実施、不当要求防止責任者の設置、反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集等を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

